

こ政号外
令和2(2020)年5月5日

各認定こども園設置者 様

栃木県保健福祉部こども政策課長

緊急事態宣言の延長に伴う認定こども園への要請について（依頼）

県の子ども・子育て支援行政の推進につきましては、日頃から御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、県では、栃木県緊急事態措置として、令和2(2020)年5月6日(水)まで、幼稚園や認定こども園(1号認定子ども対象)に対する臨時休業の要請や、保育所等や認定こども園(2、3号認定子ども対象)に対する事業継続の要請をしているところですが、国の緊急事態宣言の延長を受けて、本県の緊急事態措置期間を5月31日(日)まで延長したのでお知らせします。

なお、この緊急事態措置期間のうち、5月10日(日)まではこれまでの要請内容を継続しますが、5月11日(月)からは、学校として区分される幼稚園については休止を要請する施設から除外することとなりました。(4月30日付けこども政策課長通知により、5月31日(日)までお願いしていた幼稚園や認定こども園(1号認定子ども対象)の臨時休業については、取扱いを変更いたします。

また、認定こども園(2、3号認定子ども対象)に対する要請の内容に変更はありませんが、当初想定されていた期間を超える登園自粛や臨時休業が行われることにより、保護者がこれまでと同様の対応ができなくなり、保育等が必要となる事例も考えられることから、それらの事情に配慮した上で、適切な保育が提供されるよう対応願います。

記

1 1号認定子どもについて

受入の再開に当たっては、貴園の受入環境等を鑑み、家庭での対応が可能な利用者については、必要に応じ利用の自粛をお願いするほか、「新型コロナウイルス感染症対策としての臨時休業に係る学校運営上の工夫について」(令和2年5月1日付け2文科初第222号文部科学省初等中等教育通知)別添2 Q&Aなどを参考に、感染拡大防止対策に努めてくださるよう御協力をお願いいたします。

2 2号及び3号認定子どもについて

引き続き適切な感染症予防対策を講じた上で事業の継続を要請します。

保護者が医療に従事する方、社会機能を維持するために就業継続を求められる方*、ひとり親家庭など仕事を休むことが困難な方に必要な保育が確保されるよう要請します。なお、施設の受入環境等を鑑み、家庭での対応が可能な利用者については、必要に応じて利用の自粛の要請を検討願います。

*社会機能を維持するために就業継続を求められる方

生活必需物資販売施設、社会の安定を維持するための工場や各種事業所等に従事する方等

3 長期間登園しないこととなる児童については、保護者に対する相談支援などの必要な関与の継続や、要保護児童対策地域協議会に登録されている支援対象児童への定期的な状況確認等をお願いいたします。

こども政策課
子ども・子育て支援班
TEL:028-623-2064
FAX:028-623-3070